

黒部市にお住まいの  
不妊治療費の助成を希望される皆さまへ  
(令和4年3月31日以前に治療を開始された方へ)

黒部市では体外受精、顕微授精を受けているご夫婦に対し、治療費の助成を行っています。

令和4年4月より、保険適用制度の運用が開始となりますが、治療1クールの開始日が令和4年3月31日以前の治療については、従前と同様の助成を行います。移行期(年度をまたぐ)の治療についても同様です。

◎対象となるご夫婦

市内に1年以上住民票があり、指定医療機関(富山県特定不妊治療費助成事業)において、体外受精・顕微授精の治療を受けられたご夫婦(法律婚)です。

◎助成する金額

夫婦一組に対し、申請した日を基準として、年度<sup>1)</sup>額30万円<sup>2)</sup>を限度に助成します。

1回の助成金額は自己負担金額から富山県の助成金と保険者もしくは共済組合の規定による給付金を差引いた額です。(限度額に達するまで申請可能です。)

男性不妊治療のうち、体外授精または顕微授精による不妊治療の一環として精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合は、1回の治療につき15万円まで助成します。

治療費は、医療機関の窓口で全額を一旦支払っていただくことになります。その際の領収書が、申請時に必要となりますので保管しておいてください。

申請後、書類審査の上、申請された方の口座に助成金が振り込まれます。

※転入者の場合は、黒部市に転入後の治療が助成対象です。

◎申請に必要な書類

- ・申請書
- ・指定医療機関の領収書
- ・黒部市長あての請求書
- ・富山県特定不妊治療費助成事業受診証明書(写し)
- ・富山県特定不妊治療費助成承認決定通知書(原本)
- ・医療保険各法に定める被保険者証
- ・戸籍抄本(勤務の都合等で夫婦が同一世帯にない場合のみ)

※申請に必要な書類は、県立中央病院・赤十字病院を除く県内の指定医療機関・黒部市健康増進課にあります。

※43歳未満で富山県の助成対象外の方は、県へ助成回数を確認させていただく場合があります。

◎申請方法・場所

治療が終了した日から1年以内に上記の必要書類を黒部市健康増進課に提出してください。

【お問い合わせ】 黒部市健康増進課 Tel 0765-54-2411

1)年度とは、毎年4月1日～翌年3月31日の期間をいいます。

2)令和4年4月1日以降に開始された治療について申請される場合も、この年度額に含みます。